

宮崎市緑の募金緑化事業緑化木配布要領

平成 18 年 4 月 1 日
宮崎市みどり推進会議

(趣 旨)

第 1 条 宮崎市みどり推進会議（以下「推進会議」という。）は、緑化事業の推進を図るため、緑化事業（以下「事業」という。）を実施する団体等に対し緑化木を配布するものとし、その配布については、この要領の定めるところによる。

(緑化木の配布本数)

第 2 条 緑化木の配布本数は、1 事業当たり緑化木代金 15 万円相当本数を限度とする。

(事業の申出)

第 3 条 この緑化木の配布を受けようとする団体等は、緑化木配布申出書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、推進会議に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 事業計画図
- (3) 土地所有者又は管理者の承諾を証する書面の写し
- (4) その他必要と思われる書類

(申出内容の審査及び通知)

第 4 条 推進会議は、前条の申出があった時は、適否を審査し、適当と認めた場合には、申出者に認定通知書（様式第 2 号）を送付する。

(実績報告)

第 5 条 緑化木の配布を受けた申出者は、事業が完了後すみやかに事業実績報告書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、推進会議に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 事業実績図
- (3) その他必要と思われる書類

(現地確認調査)

第 6 条 推進会議は、前条の事業実績報告書の提出があったときは、当該報告書に基づき現地確認調査を行うものとする。

(その他の事項)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、緑の募金緑化事業の実施に関し必要な事項は、推進会議の審議を経て決定されるものとする。

附 則

1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。